

## 令和6年度第1回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 会長の選出及び職務代理者の指名</p> <p>2 茅ヶ崎市長所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について</p> <p>(1) 予防接種に関すること（骨髄移植等予防接種再接種事業）（作成）</p> <p>(2) 予防接種に関すること（予防接種事業）（変更）</p> <p>(3) 介護給付費等の支給決定に関すること（変更）</p> <p>3 その他</p>
日 時	令和6年5月2日（木）10時00分から11時10分まで
場 所	市役所本庁舎6階 理事者控室
出席者氏名	<p>委員 阿部秀尚（会長）、籠谷和弘、齋藤宙也、佐藤直大、高橋敏夫、楡井宏志、橋本博</p> <p>事務担当課</p> <p>議題2</p> <p>(1)及び(2) 健康増進課（寺島課長、多田主幹、小西課長補佐）</p> <p>(3) 障がい福祉課（鈴木課長、荒井課長補佐）</p> <p>事務局</p> <p>行政総務課 小島課長、末永課長補佐、小林副主査、大曾根主任、田口主任</p>
会議資料	別紙
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0名

## (会議の概要)

### 1. 開会

事務局から、会議の開会にあたり以下のとおり報告があった。

- ・全ての委員が出席しているため、情報公開・個人情報保護審議会規則第5条に基づき、本会議は適法に成立していること。
- ・本会議については茅ヶ崎市情報公開条例第20条の規定に基づき、公開とすること。
- ・本会議については会議録作成及び公表のため録音されること。

### 2. 議題1 会長及び会長職務代理者の選出について

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会規則に基づき互選による会長選出が行われ、籠谷委員が推薦した阿部委員が全員一致で選出された。

その後、会長職務代理者について、同規則第4条第3項の規定に基づき籠谷委員が会長より指名された。

### 3. 議題2 茅ヶ崎市長の所管の個人情報取扱事務の開始及び変更について

#### (1) 予防接種に関すること（骨髄移植等予防接種再接種事業）（作成）

##### 【事務担当課からの報告】

健康増進課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の作成について資料に沿って報告があった。

新たに登録票を作成する事務の概要について説明する。

令和6年4月1日より、茅ヶ崎市骨髄移植後等における定期予防接種再接種費用補助金を創設したことに伴い、個人情報取扱事務登録票を新規で作成するものである。

本補助金は、骨髄移植等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された20歳未満の方に対し、予防接種再接種費用の全部又は一部を助成するものである。

茅ヶ崎市骨髄移植後等における定期予防接種再接種費用補助金交付要綱を策定し、支給可否の判断を行う。

補助金の支給事務にあたり、予防接種者の氏名、住所、生年月日等の基本情報のほか、病歴、健康診断等の結果、医師等による指導・診療・調剤等の個人情報を取扱うこととなり、これらの個人情報は、予防接種者本人又は保護者から、文書、口頭により収集し、補助金の重複支給を避けるため、茅ヶ崎市骨髄移植後等における定期予防接種再接種費用補助金管理台帳で管理する。

個人情報の取扱いについては、十分留意して事務にあたっていく。

##### 【質疑応答】

- 事務の概要には、「骨髄移植等による接種済の定期予防接種の効果が期待でき

- ないと医師に判断された」とあるが、「予防接種の効果が期待できない」にも関わらず、再接種に係る費用を負担するということか。
- 病気によって免疫機能が下がってしまう治療をすると、子供の頃に行った定期予防接種の抗体がなくなってしまう場合がある。このような場合に、予防接種を再接種すべきであるという医師の判断があった場合には、任意接種として接種を行うことになるが、その費用は自己負担となるため、その補助をする事業である。
  - そのような理由であれば、「個人情報取扱事務登録票」の「個人情報を取り扱う目的」欄の「接種済みの定期予防接種の効果が期待できない」という記載は、改めた方が分かりやすいのではないか。
  - 指摘を踏まえ、「定期予防接種の効果が期待できない」という記述については、「予防接種で得た免疫が低下又は消失した」というような形の文章に変更する。
  - 今年度想定される補助件数と補助の金額の想定について伺いたい。
  - 想定人数は年間2名程度を見込んでおり、29万円を予算として計上している。
  - この補助金支給手続の事務フローについて伺う。再接種の必要があると医師に判断されるのが前提ということか。
  - この制度の対象者は、継続的に病院に通院しているため、医師との相談も事前にされていると想定している。
  - 医師が再接種の必要があると判断したという情報は、この要配慮個人情報の「医師等による指導・診療・調剤」に該当するということか。
  - そのとおりである。事務の流れとして、まず、対象者又はその保護者から電話又は窓口で相談いただき、予防接種歴などの情報を聞き取りにより確認し、その後医師の意見書の様式を対象者等に手渡し、医師に相談いただくという流れとなる。
  - 「収集の相手方及び方法」欄では、「本人から文書、口頭により収集」とあるが、保護者から聞き取る場合もあるということであれば「本人以外」から収集することもあってはならないか。
  - 登録票の記載方法のルールとして、未成年者の保護者も当然に「本人」に含むようになっているということなのか。
  - 委任のない代理人からの申請は認めないということであれば、「本人」という記載で良いのではないかとと思われる。
  - 一般市民が読んだときに、分かりやすい方が良い。保護者からも収集することがあれば、「本人及び保護者」などとした方が良いのではないか。
  - 事務局からこの点について補足する。登録票の「収集の相手方及び方法」に、「本人から」と記載するときの「本人」の範囲等について、法定代理人等を含んで「本人」として記載するのか等、登録票の記載について、庁内での記載ルールを一度整理した上で、改めて報告させていただくこととしたい。
  - 事務局から、登録票の「本人」の記載について改めて確認の上、また審議会に報告いただきたい。

### 3. 議題2 茅ヶ崎市長の所管の個人情報取扱事務の開始及び変更について

#### (2) 予防接種に関すること（予防接種事業）（変更）

##### 【事務担当課からの報告】

健康増進課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の変更について資料に沿って報告があった。

本件は、新型コロナウイルス感染症予防接種の特例臨時接種が令和6年3月31日をもって終了し、令和6年4月1日より定期接種となることに伴い、接種券印刷が不要となるため、個人情報取扱事務登録票及び個人情報ファイル簿を変更するものである。

登録票における変更の内容としては、提供先「④接種券印刷委託事業者」、提供する項目「④氏名、整理番号、住所、生年月日、予防接種歴」、提供方法「④文書」を削除するものである。

加えて、「使用する個人情報記録」欄において、「接種券先行発送者一覧（基礎疾患患者）」及び「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付台帳」の2点について、これらは新型コロナウイルス感染症予防接種事業の開始当初に臨時的に作成されたもので、現在は利用していないため記載を削除する。

併せて、個人情報ファイル簿も、記録情報の経常的提供先から「④接種券印刷委託事業者」を削除している。

また、令和6年4月1日付で国の所管が内閣官房から厚生労働省に変更されたことに伴い、登録票の提供先及びファイル簿の記載情報の経常的提供先の「③内閣官房」について、「③厚生労働省」と変更する。

個人情報の取扱いについては、十分留意して事務にあたっていく。

##### 【質疑応答】

○ 変更前の個人情報取扱事務登録票にあった「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付台帳」が無くなるということだが、今後の証明書の発行はどのように行うのか。

→ 令和6年度からは、予防接種台帳から証明発行を行う。

○ 登録票には、要配慮個人情報のうち「心身の機能の障害」を取り扱うこととしているが、議題2(1)の予防接種に関すること（骨髄移植等予防接種再接種事業）の登録票では、同じく予防接種に関する事業だがこちらでは「心身の機能の障害」を取り扱うこととはされていないのはなぜか。

→ 例えば、法に基づく新型コロナウイルスの定期接種は、基本的には65歳以上の者が対象となるが、「60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器、

免疫の機能に重い障害がある者」も対象となり、こうした障がいの有無を把握するため、「心身の機能の障害」の取扱いを必要とするものである。

一方、骨髄移植の再接種事業については任意接種であり、補助の対象となるかどうかの確認にあたって「心身の機能の障害」を収集する必要はないものである。

- 登録票の提供先及び提供方法の欄について、提供先の「①他自治体、情報連携による中間サーバ」とあるが、提供方法の欄では「①中間サーバへのデータ連携」という記述があり、提供先欄の記載と重複しているのではないか。  
→ 指摘のとおり、「提供先」の中間サーバに関する記述は提供方法であるので削除することとする。
- 接種券の印刷は外部の業者等に委託することなく、すべて保健所内で印刷をしているということか。  
→ そのとおりである。
- 今般の変更により、予防接種台帳に記載されている個人情報の件数等の変更はないか。  
→ 変更はない。
- 引き続き個人情報の取扱いに十分留意いただきたい。

### 3. 議題2 茅ヶ崎市長の所管の個人情報取扱事務の開始及び変更について

#### (3) 介護給付費等の支給決定に関すること（変更）

##### 【事務担当課からの報告】

障がい福祉課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の変更について資料に沿って報告があった。

まず、事務の概要について説明する。

本事務は、障害福祉サービスを利用する際に必要な障害支援区分の認定情報を他の都道府県や市町村、国民健康保険連合会に提供することを目的に個人情報を取り扱うものである。

このたび、厚生労働省から発出されている事務処理要領の変更に伴い、本人の同意と指定特定相談支援事業所からの申請があった際に、医師意見書を指定特定相談支援事業所へ文書で提供することが必要となるため、登録事項の変更をするものである。

保有個人情報を提供する範囲及び提供する項目名としては、氏名・整理番号・住所・電話番号・生年月日・年齢・性別・続柄・親族関係・家族状況・居住状況・職業・職歴・学業・学歴・公的扶助・相談記録・ケースワーカーの所見・障害支援区分認定情報・介護保険状況等を提供する。

個人情報の取扱いについては、十分留意して事務にあたっていく。

## 【質疑応答】

- 事務の流れを確認したい。今回対象となる医師の意見書は、どのような流れで市町村に送付されているのか。
- 基本的には、サービス利用者がその申請をする際に、主治医に対して意見書の発行を求め、主治医が意見書を書くと、直接その意見書が市町村に送られて、審査会にかけるという仕組みであり、通常は、医師の意見書はサービス利用者を経由することなく、直接市町村に送付されるものである。
- 登録票の「使用する「個人情報記録」」欄に、医師の意見書にあたる記載はないが、どのように保管しているのか。
- 医師の意見書については、審査会終了後、障がい者の個人ごとの個別フォルダに保管している。そのため、登録票の「使用する「個人情報記録」」欄にその旨を追記する修正を行うこととする。
- 本件については、要配慮個人情報を取り扱う事務となるため、取扱いには十分留意していただきたい。

## 4. 議題3 その他

### (1) 関係資料の改訂について

事務局から、令和6年4月に「ちがさきの情報公開ハンドブック」の改訂を行ったこと及び個人情報保護委員会により『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)』、『個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)』、『個人情報の保護に関する法律についてのQ&A』について一部改正等が行われた旨の報告があった。

### (2) 次回審議会の日程について

事務局から、次回審議会について10月頃の開催を予定しており、後日日程調整を行う旨の報告があった。